

中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）  
公募要件について

●応募資格

県内に本社を有する中小企業者及びそれらの中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）

●補助内容

□補助対象となる出願

日本国特許庁に対して出願している特許、実用新案、意匠、商標について、同一の内容の出願を補助決定の日から、当機構の定める期日（令和3年1月下旬予定）までに、優先権主張（商標を除く）して外国特許庁へ出願するもの（PCT出願に基づく国内移行及びマドプロ出願・ハーグ協定に基づく出願を含む）  
※昨年度と同様に本年度は、JETROと当機構への同一案件（基礎番号、出願国が同一）の併願（重複）の申請は出来ません。ただし、当機構で不採択になった場合、同一案件でJETROへの再度応募は可能です。

□補助対象経費

外国特許庁への出願料、外国出願に要する代理人費用（現地・国内）、翻訳費用等

□補助率 補助対象経費の2分の1以内

□補助上限額 1企業あたり 300万円（複数案件の場合）

1案件あたり 特許出願：150万円

実用新案・意匠・商標出願：60万円

冒認出願対策目的の商標出願：30万円

●公募期間及び対象企業採択の予定

公募期間：令和2年5月中旬から6月上旬を予定

採択：令和2年7月下旬を予定

●募集回数

年1回 本年度の募集は1回のみとなります。

●その他

公募要件の内容は、あくまで現時点のものであり、今後変更される可能性があります。実際に応募される際には、公募開始時に示される実施要領を必ずご確認いただき、これに準拠して申請していただけますようお願いいたします。